平成２３年（フ）第３５７号
神戸市兵庫区下沢通５丁目４番11号　大地下沢301、従前の住所兵庫県明石市大久保町西脇137番地
債務者　小島　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７９号
神戸市垂水区福田４丁目５番22―201号
債務者　高橋　真紀
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８４号
神戸市須磨区西落合６丁目１番60―303号
債務者　三上　宏治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８５号
神戸市須磨区西落合６丁目１番60―303号
債務者　三上亜希子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８８号
神戸市東灘区御影本町７丁目５番12―302号、従前の住所神戸市灘区新在家南町３丁目10番17―901号
債務者　中野　誠也
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７号
愛知県尾張旭市東山町２丁目15番地８　尾張旭東山コーポラス201号
債務者　吉田　吏代
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１９号
名古屋市千種区御影町２丁目４番地　岡嶋グリーンハイツ302号
債務者　池田　和樹
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
香川県坂出市岩黒177番地
債務者　岩中　信明
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３２２号
福岡県遠賀郡岡垣町百合ケ丘１丁目17番15号
債務者　安永　武陽
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１号
北九州市小倉南区南方５丁目２番28号　水町荘１階７号
債務者　井村　修治
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９７号
北九州市小倉北区砂津１丁目２番13―305号
債務者　大田　雅美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３００号
北九州市八幡西区さつき台２丁目19番３号
債務者　樽谷　直子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０号
福岡県京都郡苅田町神田町３丁目14番地12
債務者　酒本　美津
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
茨城県つくば市二の宮１丁目24番地６　ガイアつくばＢ棟101号
債務者　松田　絹代（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
大津市大江３丁目６番３号　ヒカリ荘Ｅ
債務者　田中　光男
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７５号
大津市穴太１丁目５番５－Ｂ号５双葉荘、住民票上の住所滋賀県守山市水保町1437番地の45
債務者　竹谷　昌浩
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
大津市中野１丁目17番16号
債務者　進藤　清美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　大津地方裁判所民事部